

ルコトヲ要ス

第十四條

總務會、理事總會ハ理事長召集シ議長トナル  
但理事總會ハ理事四分ノ一以上ノ請求アリタルトキ  
ハ之ヲ開ク

第十五條

會議ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第十六條

本聯盟ハ毎年一回（五月）定時總會ヲ開キ會務及收  
支決算報告ヲ爲シ承認ヲ受クルコトヲ要ス  
但必要アルトキハ理事總會ノ決議ヲ經テ臨時總會ヲ  
開クコトヲ得

第十七條

本聯盟ノ經費ハ一商店團體年額金貳圓トス

但臨時施設其他事業ノ爲メ支出ヲ必要トスルトキハ  
理事總會ノ決議ヲ經テ各團體分擔シテ之ヲ支辨ス

第十八條

本聯盟ニ加入セントスル商店團體ハ會員ノ營業種別  
及人名ヲ記載シ代表者ヲ定メ事務所ニ申出ツベシ

第十九條

本聯盟ヲ脱退セムトスルトキハ理事長ヲ經テ申出ツ  
ベシ但此場合ニ於テハ聯盟財産ノ分配ヲ請求スルコ  
トヲ得ズ

第二十條

本聯盟ノ規約ニ違背シ又ハ事業ヲ妨害シ若シクハ聯  
盟ノ信用ヲ毀損スル行爲アル團體ニ對シテハ總會ノ  
決議ニヨリ之ヲ除名スルコトヲ得

第二十一條

本聯盟ノ規約ハ商店團體三分ノ二以上ノ同意アルニ  
アラザレバ變更スルコトヲ得ズ

第二十二條

本聯盟ハ商店團體三分ノ二以上ノ同意アルニアラザ  
レバ解散スルコトヲ得ズ  
解散シタルトキハ清算人若干名ヲ選舉シ清算ヲ完了  
スルコトヲ要ス

第二十三條

本聯盟ノ事務所ヲ假ニ大阪市此花區四貫島大通一丁  
目七番地大阪商工同志會内ニ置ク